

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程を次のように定め、公布する。

平成24年12月21日

富山県公安委員会委員長 永原 功

富山県公安委員会規程第3号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする行政処分)

第2条 公表の対象とする行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次のとおりとする。但し、当該処分の公表が適切でない認められる特段の事情がある場合には、公表しないことができる。

- (1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し
- (2) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示処分
- (3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
- (4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、処分を受けた者（以下「被処分者」という。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 認定証番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市町村
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第4条 富山県警察本部交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）は、富山県公安委員会が公表対象処分を行ったときは、自動車運転代行業行政処分簿（別記様式。以下「行政処分簿」という。）を作成するものとする。

2 交通企画課長は、行政処分簿を作成したときは、富山県警察のホームページへの行政処分簿の掲載により公表を行うものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、当該公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

別記様式

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	
	主たる営業所が所在する 市 町 村	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	